

令和 7 年度第2回うきは市地域公共交通活性化協議会 議事録(要約)

日時:令和 7 年7月31日(木) 14:00~
場所:うきは市役所 3 階 大会議室
欠席:④大原委員⑧重富委員、⑪長沼委員、
⑯篠島委員
代理:⑬永松委員、⑫三重野委員
赤:事務局 青:委員

1. 開会

(事務局)

- ・資料の確認
- ・出席者の確認(欠席者 4 名 19 名出席)
設置要綱第2項の規定により会議成立

2. 出席者の紹介及び委嘱状の交付

(事務局)

- ・役職の交代により新たに委員となった方
③河津委員、⑯うきは市副市長吉村副会長の委嘱状交付を行う。

3. 会長あいさつ

4. 報告事項

(事務局)

[主な説明内容]

(1) フィーダー補助申請について

山間部新川・田籠地区の予約制乗り合いタクシーについて 6 月末申請報告。
令和 7 年度現在までの実績報告を行う。
乗合率は全体で 1.22 人、新川・田籠地区については 1.38 人という状況。

(2) AI オンデマンド交通について

スケジュールと概要を説明。

システム会社の選定を実施し、ネクストモビリティ(株)に決定。

愛称は「のるーとうきは」。

運行開始は 11 月 26 日。運行時間は月曜日~日曜の 8 時半~19 時。お盆、年末年始を除く。
予約は、運行日の 7 日前から 30 分前までに LINE、専用アプリ、または電話にて予約受付。

乗降場所(MP)約 200ヶ所程度。区域外として朝倉市と協議を行い朝倉市に 4ヶ所乗り入れ。
うきは市に必ず、発着することとする。MP と MP を繋ぐルートを AI が生成し、運行する形で運行。
料金支払方法は、現金やクレジット決済、QR 決済などの対応をしていく予定。

(委員)

「のるーとうきは」という名称は決定事項なのか?

(事務局)

事務局としては、複数の会社の中からこのネクスト・モビリティ社に決定し、全国実績のあるシステムで基本的には「のるーと〇〇」が多く、認知度も高く、一つのアプリで、どこののるーとも使える。全国的な愛称を今回つけさせていただいた。今後周知し理解を得たい。

(委員)

朝倉インターからうきは市帰ってくる場合も予約が必要か？

(事務局)

基本的にこの AI オンデマンドバスは、時刻表がなく、市内、市外かわらず、行き、帰りとも予約が必要である。

5.協議事項

(1)自家用有償旅客運送の登録について

(事務局)

説明

自家用有償旅客運送のうち交通空白地輸送（公共ライドシェア）で実証運行を実施。本協議会の協議が整った上での登録申請を行うもの。主に 7 点について協議する。

道路運送法の説明。自家用有償旅客運送事業交通空白地輸送（公共ライドシェア交通空白）として実施をしたい。うきはバスと同事業のため、登録の変更申請という形で進める。

○公共交通空白地有償運送の必要性について、

- ・既存の定時定路線で運行するうきはバスはだけでは、バス停や駅からの距離が遠い箇所が点在しており、地域地理的な交通空白地が発生。
- ・時間的な交通空白地も発生、通院や買い物、通学などの移動困難者への対応が大きな課題。
- ・観光客が増え、公共交通（JR、西鉄バス）や観光拠点への接続も課題。
- ・2 種免許取得補助事業により、運転手の確保を行い、タクシー事業者が運行管理、車両整備管理を行う運行委託（事業者協力型）により、安全の確保、持続性のある公共交通を目指す。
- ・柔軟なルートや運行時間、料金設定が可能な AI オンデマンド交通を公共ライドシェアにより運行し交通空白地の解消を目指していきたい。

○運行形態（区域）

吉井町域、浮羽町域、そして浮羽町域については山春地区、大石地区、御幸地区の平野部を運行区域とする。MP から MP の乗降。朝倉市の方へは 4ヶ所、一部乗り入れ、発着または発着地のいずれか必ずうきは市内とし、朝倉市間の移動は対象外とする。

○旅客の範囲

うきは市住民、観光客、その他うきは市を訪問される方を対象とする。

○收受する対価

- ・大人 5 キロ未満 300 円、5キロ以上 500 円。うきは市役所本庁を発着とする場合は 300 円。
- ・乳幼児は無料、小学生、障害者手帳をお持ちの方、運転免許を自主返納された方、運転経歴証明書の交付を受けている方（以下小学生等）は半額。
- ・30 日乗車券、1 万円、1 日乗車券が 1000 円、小学生等については半額。
- ・11 月 26 日水曜日から 5 日間については、市負担での無料期間とする。
- ・アプリの登録者は、500 円相当のクーポンを発行（期間検討）により、アプリの登録や初回乗車に繋げる。

・nimoca カード利用者には西鉄バスとの乗り継ぎで 50 円のポイント還元事業検討。西鉄バス、JR の利用の促進も加味し、西鉄バス、バス停からバス停の間は予約制限あり。既存の西鉄バス、JR もあわせて利用促進をすすめたい。

○車両について

10 人乗りの車両を 3 台市で購入。納車が間に合わない場合、点検修理等の代替車両として、タクシー事業者所有の 5 人から 10 人乗りの車両を登録。

○事業者協力実施について

事業者と協議の上、うきは市タクシー協会の朝田タクシー、浮羽交通株式会社、光タクシーの 3 社での運行委託を行う「事業者協力型」での実施。

実証実験期間中は、公共ライドシェア制度を活用し、データ分析、シフト等調整を行いながら無理なく運行できるよう人材確保に努める。

○運転者の資格要件について

2種運転免許取得者、1種運転免許保有かつ大臣認定講習を受講された方は運転可。

(委員)

料金について、うきは市役所を発着にしたところを、低廉な価格にされている理由と、30 日乗車券、1 日乗車券の管理体制についてうかがう。

(事務局)

市役所を利用する方に料金の差をなくし、市内は同一料金にすべきと考える。

30 日乗車券、1 日乗車券の使い方等についてはデジタルと紙での運用で協議を進めている。

(委員)

朝倉市内の 4ヶ所の乗降制限はどのような確認方法をとるのか。

事業用自動車、タクシー車両に具体的にどのような表示をする予定なのか？

(事務局)

朝倉市、西鉄バスのルート上も、システム上で制限をかけ、予約ができない設定をする予定。

タクシー車両の借り上げは、マグネット式でわかりやすいものを作成し、用意したい。

(委員)

1 日乗車券は観光客も利用できるのか？

(事務局)

利用は可能。基本的に予約が入ればどなたでも利用可能。

路線もなく、基本的に乗合になるため、時間的不便も生じる。多少は使い勝手が悪いということで安価である。バス、タクシー含め、交通モードを選択いただきたい。

(委員)

タクシーとバスの使い方など含めそれぞれの良い点など工夫して地域住民に対して説明を行ったうえで、本事業の登録方法や説明をしてもらいたい。

(事務局)

市民にもわかりやすい資料の作成に努めたい。

(委員)

1 日乗車券は、九州 MaaS のデジタルチケットとの連携などで観光客の誘致にも繋がるため、検討をしていただきたい。

(事務局)

今後、検討していきたい。

(委員)

今回の実証実験は非常に観光から見ても、期待している。観光客もアプリは登録できるのか？

インバウンドの外国語対応は可能か？

(事務局)

市外の方もアプリ登録ダウンロード可能。

コールセンターは外国語未対応。アプリは英語の対応可能。インバウンド対応ではアプリを進めたい
ただきたい。

(委員)

通学の高校生などの対応や今後の展望は。

(事務局)

まだ AI オンデマンドバスのるーとうきはは、完全ではない部分もあり、全ての方を対応することは大
変難しい。8 時半前の通学生とか 19 時以降の利用客は、今回、実証実験のスタートとしては、含ま
れないが、今後交通事業者との協議や、別の交通モードも検討しながら、次のフェーズでも意見を集
約しながら考えていく。

(委員)

朝倉方面への通学は親御さんが送迎しているケースが多く、公共交通機関を使わせるとなると田主
丸から甘木のアクセスしかない。事業者の方も一緒に検討いただけたら嬉しい。

(議長)

事務局提案内容での自家用有償旅客有償旅客運送の登録についての承認を取る。

(賛成多数)

事務局の提案通り承認。

(2) 道路交通法第 44 条の除外について

○西鉄バスバス停への停車について

(事務局)

道路交通法第 44 条において、バス停への停車は基本的には禁止をされている。今回西鉄バス停に
ついて、乗り継ぎの利便性の向上の観点から、MP を一部併設し、停車させていただきたい。関係者
の皆様の合意のもと公安委員会への申請を行い、公示されたものは停車禁止が除外されること
になっている。一部バス停を除いた 17ヶ所について協議をお願いしたい。

(委員)

利用客の方が乗る時間に、利用客がバス停に来てなかつたときは、どのような対応をされるのか？

(事務局)

運転手がキャンセルをする。長時間は駐車にはならない。停車という範囲内での形。

(西鉄バス委員)

基本的には利便性が上がるというところで、プラスになるところが大きい。その中で長く停車すること
で、元々の路線バスに影響が出ることは懸念するところではあるが、柔軟に連携をとり、対応をお願

いする。ここで遅れが久留米市内の方の遅れに影響が出るため連携をとりながら、協働していかたい。

(事務局)

利便性向上は当然だが道路交通法の遵守なども含め、西鉄バスとこれからしっかり協議を詰めていきたい。

(議長)

協議事項2「道路交通法第44条の除外について」承認確認を取る。

(異議なし)

(3) その他

(事務局)

各所へのバス停設置に関し許可申請等を進め、運行開始までにバス停の設置及び住民へ周知をしていきたい。

6. 諸連絡

7. 閉会

令和7年度第1回うきは市公共交通活性化協議会(法定協議会)委員名簿【7月31日】

No.	区分	要綱	所 属・役 職	氏 名 (敬称略)	役職	出欠	代理出席者
1	委員	1号委員	西鉄バス久留米株式会社 常務取締役 営業本部長	下川 裕二		○	
2	委員	2号委員	うきは市タクシー協会 会長 (浮羽交通株式会社 代表取締役)	古賀 公彦		○	
3	委員	3号委員	一般社団法人福岡県バス協会 専務理事	河津 隆幸		○	
4	委員	4号委員	JR久留米駅 駅長	大原 邦秀		○	
5	委員	5号委員	うきは市社会福祉協議会	高山 敏枝	副会長	○	
6	委員	5号委員	新川地区自治協議会 地域活性部副部長	高松 恵子		○	
7	委員	5号委員	福富地区自治協議会	内藤 一成		○	
8	委員	5号委員	うきは市障がい者福祉協会 会長	重富 浩夫		欠席	
9	委員	5号委員	うきは市老人クラブ連合会 事務局長	川原 唯男		○	
10	委員	5号委員	うきは市PTA連合会 吉井中学校PTA	川迫 昭博		○	
11	委員	5号委員	福岡県立浮羽充実館高等学校PTA	長沼 秀彦		欠席	
12	委員	5号委員	うきは市議会議員	高木 亜希子		○	
13	委員	6号委員	九州運輸局福岡運輸支局長	永松 靖二		○	福岡運輸支局 企画調整担当課長 (首席運輸企画専門官) 辻 美貴善
						○	福岡運輸支局 運輸企画専門官 武末 将児
14	委員	7号委員	福岡県交通運輸産業労働組合協議会 (西鉄グループバス労働組合 執行委員長)	笈島 健嗣		欠席	
15	委員	8号委員	うきは警察署 交通課長	麻生 浩二		○	
16	委員	9号委員	福岡県久留米県土整備事務所 企画班 地域整備主幹	小宮 一臣		○	
17	委員	10号委員	九州産業大学 理工学部 情報科学科 教授	稻永 健太郎	会長	○	
18	委員	11号委員	うきは市 副市長	吉村 祥一	副会長	○	
19	委員	11号委員	うきは市 市長公室長	石井 太		○	
20	委員	13号委員	うきは観光みらいづくり公社	田篠 正規	監事	○	
21	委員	13号委員	福岡県企画・地域振興部交通政策課 課長補佐	三重野 直美		○	福岡県企画・地域振興部交通政策課 主任主事 長田 佑一

事務局	うきは市 企画政策課 課長	手島 直樹		市職員
	うきは市 企画政策課 交通政策係 係長	矢野 和子		市職員
	うきは市 企画政策課 交通政策係 主事	小河 和貴		市職員
	ネクスト・モビリティ(株)ジェネラルマネージャー	岩崎 大介		AIONデマンドシステム委託事業者
	ネクスト・モビリティ(株)運行支援グループ	栗野 太嗣		AIONデマンドシステム委託事業者
	ネクスト・モビリティ(株)運行支援グループ	玉田 留美子		AIONデマンドシステム委託事業者